

# 福島県「県民健康管理調査」の概要

— 県民の健康を見守り、将来にわたり健康増進を図る —



福島県立医科大学  
教育研究・県民健康管理担当理事・副学長  
阿部正文

# 福島県立医科大学復興基本構想・計画

## 福島県復興計画

### 県民の心身の健康を守る プロジェクト

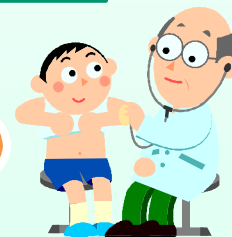
- ・ 県民の健康保持・増進
- ・ 地域医療の再構築
- ・ 最先端医療提供体制の整備
- ・ 被災者等の心のケア

### 医療関連産業集積 プロジェクト

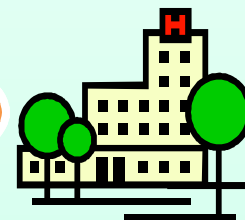
- ・ 創薬拠点の整備
- ・ 医療福祉機器産業の集積

## 医療拠点としての復興 基本構想・計画

①福島県  
「県民健康管理調査」



②最先端診断・  
治療拠点整備による  
早期診断・早期治療



③放射線被ばくを含む  
災害医療に関する  
教育・人材育成



④医療関連産業  
の創出・誘致・支援



# 「県民健康管理調査」の目的・推進体制

## 【調査の目的】

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故による県内の放射能汚染を踏まえて、長期にわたり県民の健康を見守り、県民の安全・安心の確保を図ることを目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康管理調査」を、福島県から受託して実施している。

この健康管理調査を通して、継続的な調査・健診を実施し、健康被害の早期発見、早期治療、さらには研究・教育・診療体制を整備しながら、将来にわたる県民の皆様の健康増進につなげていく。

## 【推進体制】

放射線被ばく対応に関する有識者で構成する福島県「県民健康管理調査」検討委員会の指導・助言のもと、福島県と一体となり推進している。

本学の推進体制としては、平成23年6月から専従職員を配置するとともに、9月には「放射線医学県民健康管理センター」を立ち上げ、さらに、平成24年4月からは、専従の事務局として「健康調査課」を発足させた。

# 福島県「県民健康管理調査」組織図

福島県

福島県「県民健康管理調査」  
検討委員会

福島県保健福祉部

委託

福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理実施本部(本部長:教育研究・県民健康管理担当理事)

放射線医学県民健康管理センター

センター長

副センター長

健康調査課

基本調査  
部門

疫学  
部門

甲状腺  
検査部門

健康診査  
部門

こころ健康度・  
生活習慣病部門

妊産婦  
部門

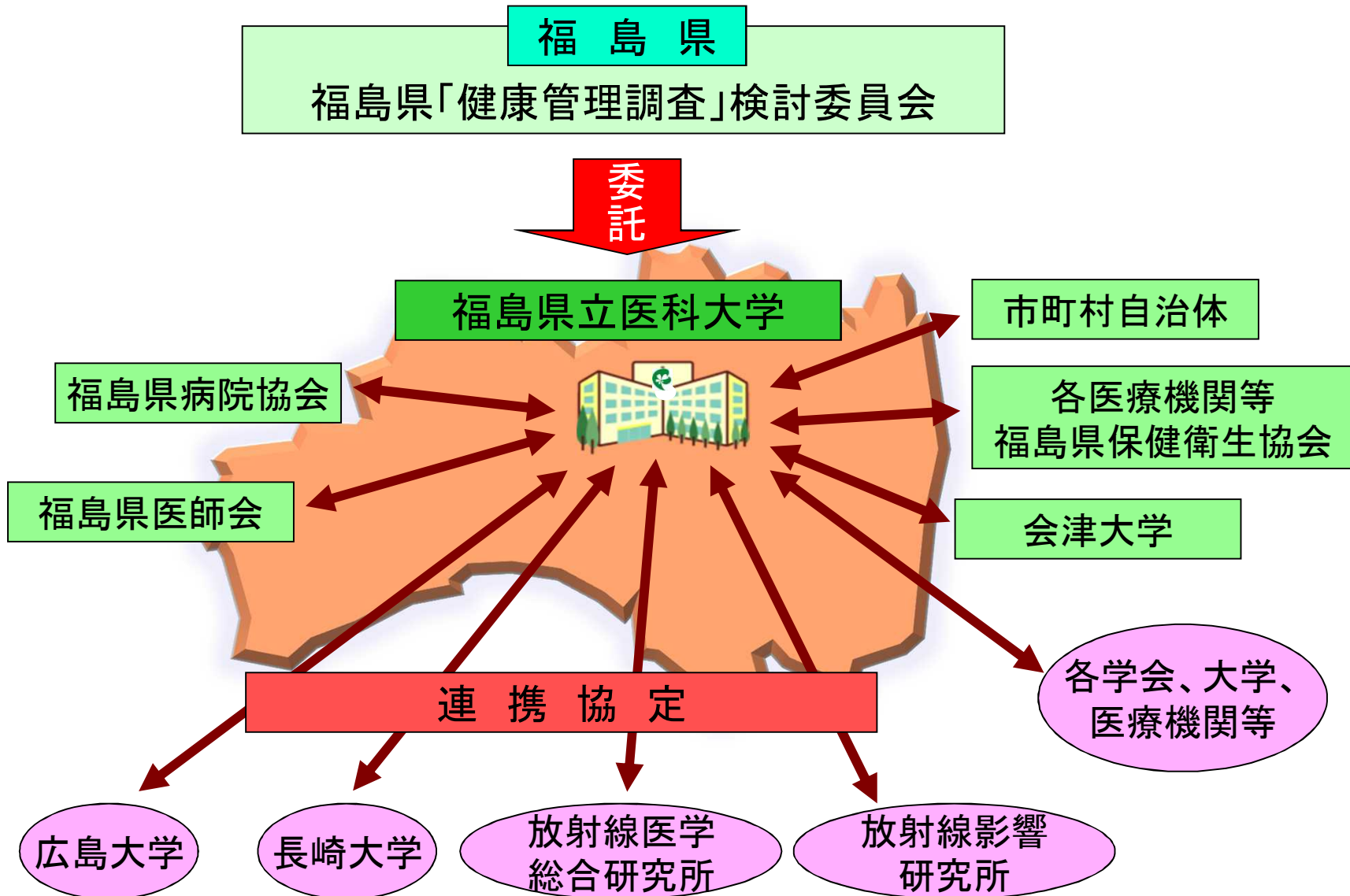
情報管理  
部門

広報  
部門

国際連携  
部門

# 県民健康管理調査

## — All Japan, All Fukushima体制



# 福島県「県民健康管理調査」

線量を把握（基礎データ）

## 基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者  
方法：自記式質問票  
内容：3月11日以降の行動記録  
(被ばく線量の推計評価)



継続して管理

## 県民健康管理ファイル

- ☆健康調査や検査の結果を  
個々人が記録・保管
- ☆放射線に関する知識の普及

## データベース構築

- ◆県民の長期にわたる健康管理と治療に活用
- ◆健康管理をとおして得られた知見を次世代に活用

ホールボディカウンター  
個人線量計

健康状態を把握

## 詳細調査

**甲状腺検査** (18歳以下の全県民(県外避難者含む)に順次実施)

内容：甲状腺超音波検査  
※3年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査

**健康診査** (既存の健診を活用)

対象者：避難区域等の住民 及び 基本調査の結果必要と認められた方  
内容：一般健診項目+白血球分画等

対象者：避難区域等以外の住民  
内容：一般健診項目

職場での健診や市町村が行う住民健診、  
がん検診等を定期的に受診することが、  
疾病の早期発見・早期治療につながる。

既存健診の対象外の県民への健診実施

こころの健康度・生活習慣に関する調査 (避難区域等の住民へ質問紙調査)

妊産婦に関する調査 (対象期間における母子健康手帳申請者への質問紙調査、全県対象)

相談・支援

フォロー

治療

# 基本調査（健康を見守り続けるための「基礎」となる調査です）

## 【目的】

各個人が受けた放射線による外部被ばく線量を推計するため、行動記録を記入していただく。推計結果は各人にお知らせし、外部被ばく線量を知ってもらうとともに、長期にわたって実施していく詳細調査や各人の健康管理における基礎資料とする。

## 【対象期間】

平成23年3月11日～7月11日 4ヶ月間

## ・【対象者】

### 県内居住者

平成23年3月11日～7月1日に県内に住民登録があった方

### 県外居住者

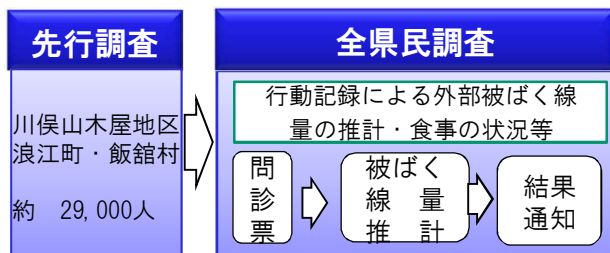
平成23年3月11日～7月1日に県内に居住していたが、住民登録が県外にある方

平成23年3月11日～7月1日に県内に通勤通学していた県外居住者

平成23年3月11日～3月25日に県内に一時滞在した県外居住者

本人の申し出により問診票をお送りしています。

## 【調査のスキーム】



## 問診票（行動記録）

区分 月日	滞在場所	時 刻												地名・施設名
		0	3	6	9	12	15	18	21	24				
3/11 (金)	屋内	①			③			①						① 自宅 ② 車 ③ 会社
	移動				②			②						
	屋外				③			③						
3/12 (土)	屋内	①						⑤						④ 車中(〇〇町〇〇 中学校校庭) ⑤ 知人宅(△△市△ △町字△△) (木)
	移動				②									
	屋外				④									
3/13 (日)	屋内	⑤			⑥			⑥						⑥ 避難所(□□町□□ 中学校) (弓)
	移動				②									
	屋外							④(飲料水)						
3/14 (月)	屋内	⑥			⑦			⑦						⑦ 避難宿泊所(▽▽町 ▽▽温泉▽▽荘) (丸)
	移動				②									
	屋外							⑦(買い物)						
3/15 (火)	屋内	⑦						⑨						⑧ 電車 ⑨ 知人宅(〇〇県〇〇 市〇〇) (木)
	移動				②・⑧									
	屋外													

基本調査問診票の行動記録を基に、放射線医学総合研究所（放医研）の「外部被ばく線量評価システム」により、個人ごとの外部被ばく線量を推計する。

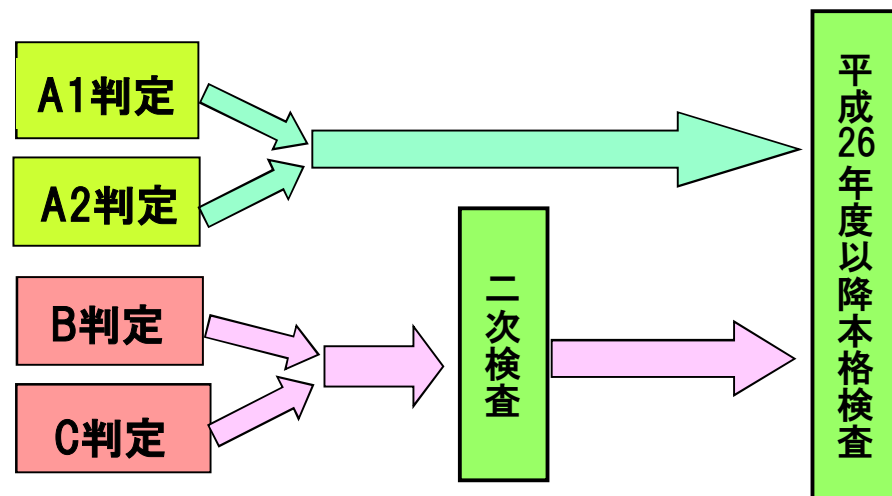
# 甲状腺検査 1 (子どもたちの健康を長期的に身守ります)

## 1 調査目的

チェルノブイリ原発事故では事故後4～5年後小児甲状腺がんの発生が報告されたことから、子供たちの甲状腺への放射線の影響が心配されています。そのため、**現時点での甲状腺の状況を把握するとともに、生涯にわたる健康を見守り**、本人や保護者の皆様に安心していただくため、平成23年10月より甲状腺検査を実施している。

## 2 実施計画等

- (1) 対象者 : 平成23年3月11日(震災時)に**0歳から18歳までの全県民約36万人**(県外避難者も含む)
- (2) 検査方法: **甲状腺の超音波検査を実施し**、一定以上の大きさの結節や嚢胞性病変等が認められた場合(B判定)や甲状腺の状態等(C判定)から、福島県立医科大学 附属病院等において**二次検査**(詳細な超音波検査、採血、尿検査、必要に応じて細胞診等)を実施する。





## ■スケジュール及び対象者

	事項	時期	実施場所	対象者
↑ 検査 1回目 ↓	先行検査	平成23年10月 ～11月	福島県立医科大学	計画的避難区域（以下「先行区域」という。）の対象者の一部（川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村）
	全 県 先行検査	平成23年11月 ～平成26年3月	保健センター、公民館、 学校等の施設 （福島県立医科大学医師 等の派遣、県内外の医 師等の協力により実施）	先行区域内の未実施者 及び先行検査以外の対象者
2回目 以降	全 県 本格検査	平成26年4月 以降	県内の検査拠点施設や 県外の医療機関等	上記「対象者」全員 ※20歳までは2年ごと、そ れ以降は5年ごとに検査を 実施

・平成23年度末までに国が指定した避難区域等の対象者47766人のうち38114名の検査を実施した。平成24年度の対象者数は約160,000人である。現在、福島市の検査実施中である。

「避難区域等」田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域及び伊達市の一部（特定避難勧奨地点の属する区域）

# 健康診査 1 (生活習慣病予防や様々な疾病の早期発見・早期治療につなげていきます)

## 1 調査目的

今回の東日本大震災とそれに続く福島第一原子力発電所事故により、国の警戒区域等に指定された区域に居住していた住民を中心に生活スタイルが今までとは全く異なるものとなったり、その食生活や運動習慣などの生活習慣にも大きな変化があったり、さらには、受診すべき健康診査も受けることができなくなるなど、自分の健康に不安を抱えている状況にあります。県民の健康管理を図るためには**健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげていく必要があることから、避難区域等の住民の方々に健康診査を実施している。**

## 2 実施計画等

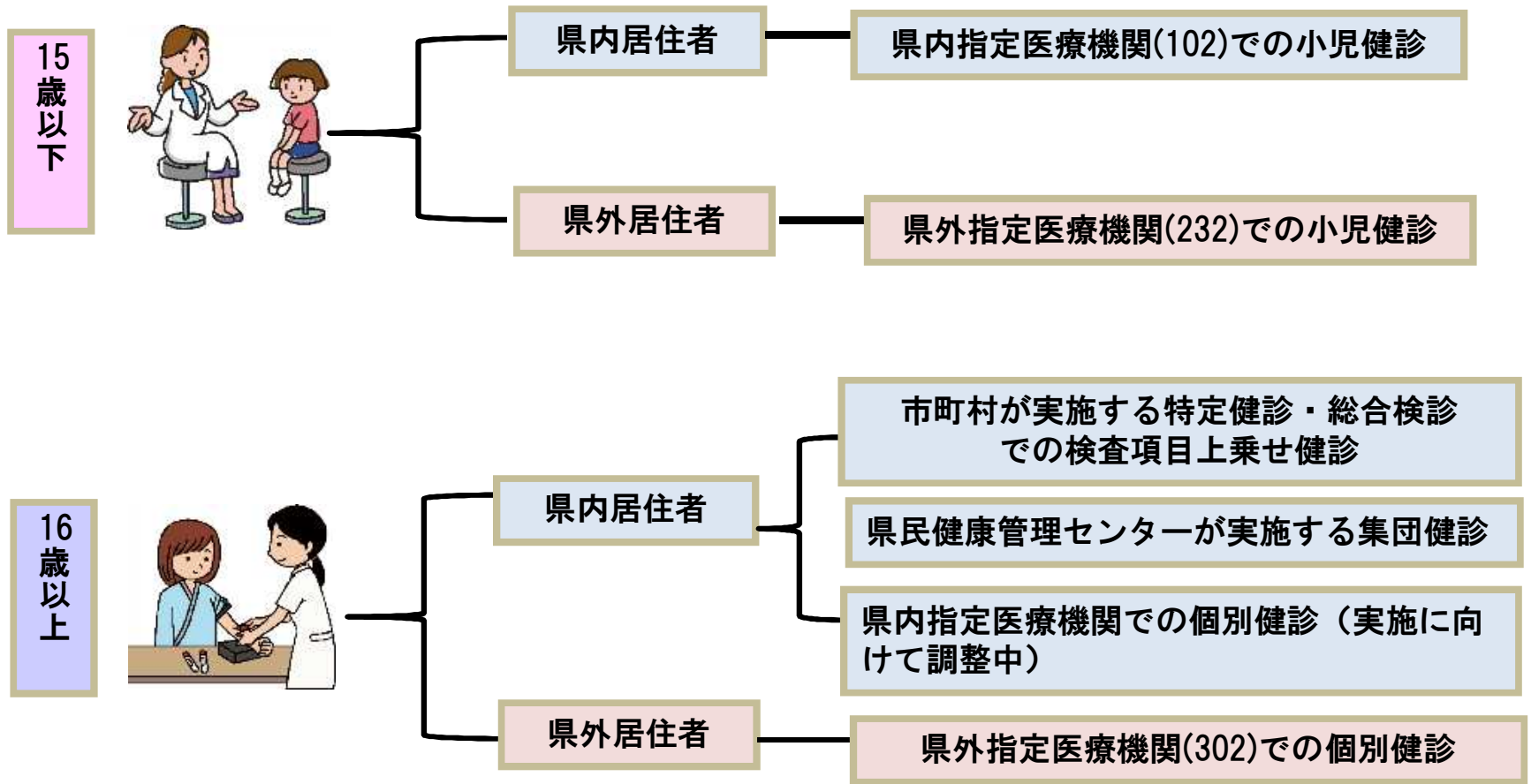
### (1) 対象者

平成23年3月11日(震災時)に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する区域(以下「避難区域等」という。)に住民登録があった住民並びに基本調査の結果必要と認められた方

### (2) 健康診査の項目

年齢区分	検査項目
0歳～6歳 (就学前乳幼児)	身長、体重、 血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画)
7歳～15歳 (小学校1年生～中学校3年生)	身長、体重、血圧、 血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画) [希望による追加項目] 血液生化学(AST、ALT、 $\gamma$ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸)
16歳以上	身長、体重、腹囲(BMI)、血圧、 <u>血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画)</u> <u>尿検査(尿蛋白、尿糖、尿潜血)</u> 血液生化学(AST、ALT、 $\gamma$ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸) ※下線部は、通常、特定健康診査では検査しない追加項目

## 健康診査 2 (実施体制)



15歳以下の小児と、16歳以上の県外居住者には、指定医療機関での個別健診を実施しています。16歳以上の県内居住者には、3種類の健診方法(「市町村が実施する特定健診・総合健診での上乗せ健診」「県民健康管理センターが実施する集団健診」「県内指定医療機関での個別健診(予定)」)で実施しています。

# こころの健康度・生活習慣に関する調査 1（こころの健康度や生活習慣を把握し、適切なケアを提供します）

## 1 調査目的

チェルノブイリ原発事故の健康への長期的影響として、心身における変調が主要な問題の一つとして指摘されているところである。福島県の県民においても、放射線への不安や避難生活等により、精神的な苦痛を受けていることが予想される。また、このたびの大震災により、近親者が亡くなったり、家屋などの財産を喪失したり、恐怖体験をすることにより、心的外傷(トラウマ)を負った県民も多いと予想されることから、県民のこころの健康度や生活習慣を把握し、適切なケアを提供するため、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」を実施する。

## 2 実施計画等

### 1) 対象者

避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方

[避難区域等] 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市、田村市、川俣町の全域及び伊達市の一部(特定避難勧奨地点関係地区)

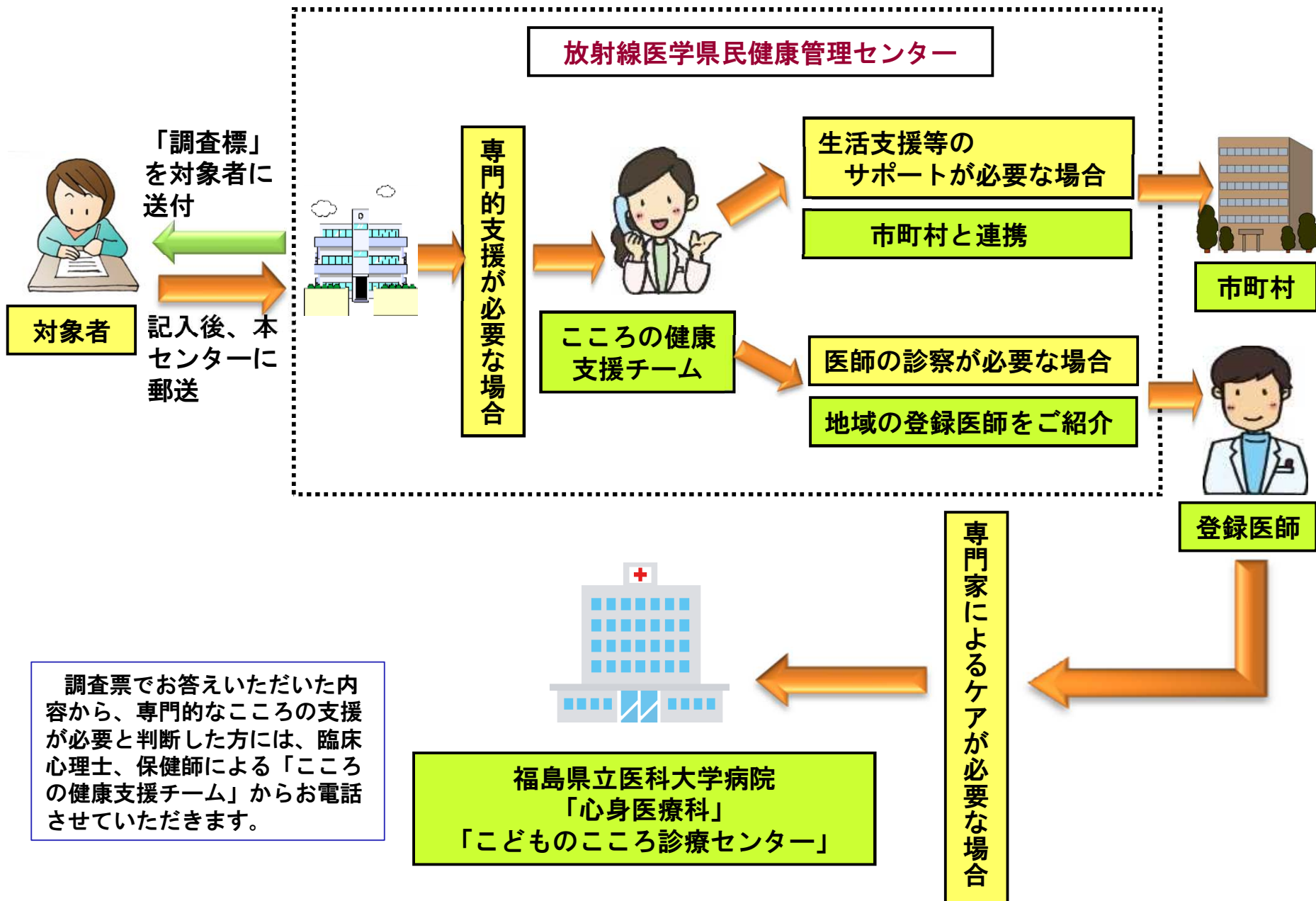
### 2) 調査方法

対象者に対して、調査票（自記式または保護者回答）を郵送す

### 3) 主な調査項目

- ・現在のこころとからだの健康状態について
- ・生活習慣について(食生活、睡眠、喫煙、飲酒、運動)
- ・最近半年の行動について
- ・東日本大震災の体験について など

# こころの健康度・生活習慣に関する調査 2



### 1 調査目的

東日本大震災及び福島第一原発の事故の影響により、妊産婦の方においては、医療機関の変更や定期受診等ができなくなるなど、ご自身やお子様の健康管理が十分に行えない状況にあるとともに多大な不安やストレスを抱えている。これらを踏まえ、妊産婦の方を対象に、**健康状態等を把握して今後の健康管理に役立てていただくとともに、これから新しく福島県内で分娩を考えている方たちへ安心を提供し、今後の福島県内の産科・周産期医療の充実へつなげることを目的に、「妊産婦に関する調査」を実施する。**

### 2 実施計画等

#### (1) 対象者

- **平成22年8月1日から平成23年7月31日までに、県内各市町村において母子健康手帳を交付された方**
- **県外市区町村から母子健康手帳を交付された方のうち、県内に転入または滞在して3月11日以降に県内で妊婦健診を受診や分娩した方(いわゆる里帰りをした方)**

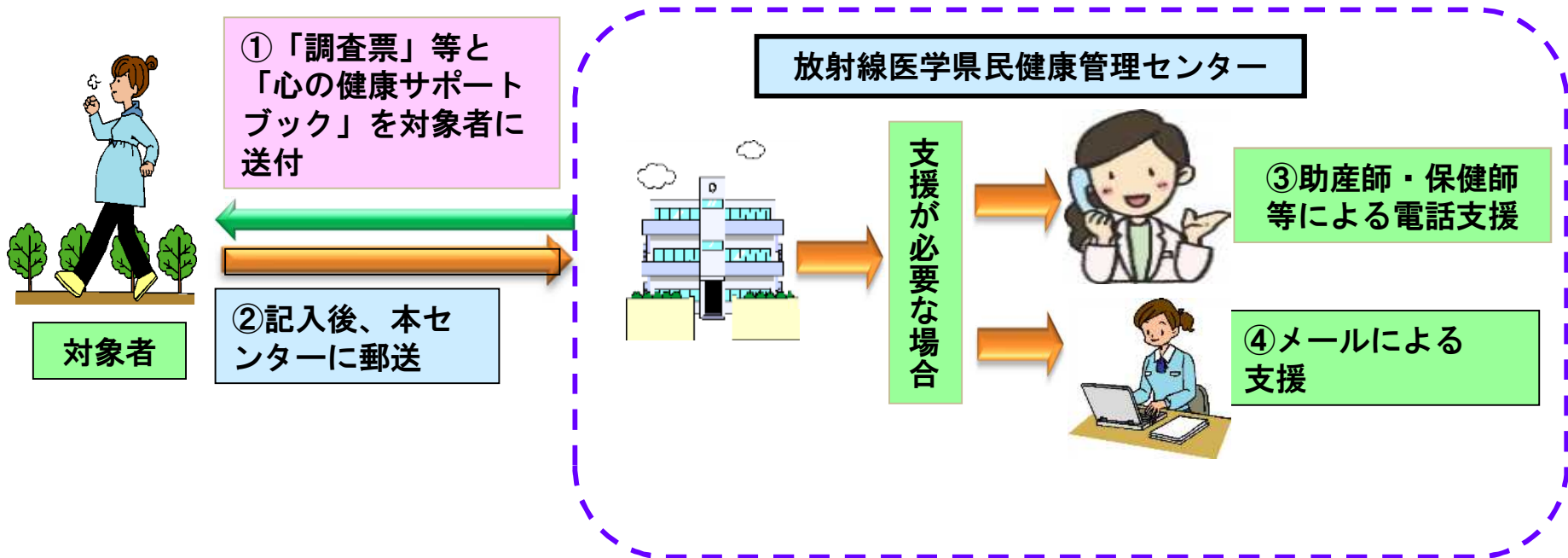
#### (2) 調査方法

対象者に対して、「妊産婦」に関する調査票を郵送し、自記式により調査を実施する。

#### (3) 主な調査項目

- ・震災後の妊娠健康診査の受診状況について
- ・出産状況について
- ・妊娠経過中の健康状態について
- ・妊産婦のこころの健康度についてなど

## 妊産婦に関する調査 2 (妊産婦さんの健康を見守っていきます)



- ①県民健康管理センターから対象者に「妊産婦に関する調査についてのお知らせ」と「調査票」をお送りします。その際、「心の健康サポートブック(福島県児童家庭課発行)」を同封します。
- ②ご記入いただいた後、県民健康管理センターに郵送していただきます。
- ③その内容をもとに、支援が必要と判断された方に対して、助産師・保健師等からお電話を差し上げます。
- ④さらに、いつでもご相談に応じることができるようメールによる支援体制を整えています。

# 県民健康管理ファイル

**健康長寿県  
日本一を目指して**  
あなたの健康見守ります

福島県  
福島県立医科大学  
協力：福島県医師会  
福島県病院協会

(平成24年3月現在)

## 県民健康管理ファイルについて

この「県民健康管理ファイル」は、あなたの健康についての様々な調査や検査結果をまとめて記録、保存できるようにした「家庭用カルテ」です。ご自身の健康状態を把握し、今後の健康管理に役立ててください。

このファイルは、あなたが医療機関を受診したとき、医師があなたの健康状態の把握や診療する際の参考となります。受診の際には、このファイルを持参してください。

※福島県医師会・福島県病院協会の協力により、県内のかかりつけ医などにて、受診の際に放射線と健康に関する相談を受けることができます。

### 放射線関係の記録として

放射線に関する貴重な記録となります。結果通知等をもとに記録するとともに、通知等をなくさないようこのファイルに保管しておきましょう。

「県民健康管理調査」基本調査の結果  
(外部被ばく線量推計)【全県民が対象】

甲狀腺検査(超音波検査)の結果  
【震災時 18歳以下の方が対象】

個人線量計の結果  
【外部被ばく線量(測定をされた場合)】

ホールボディカウンター検査の結果  
【内部被ばく線量(測定をされた場合)】

スクリーニング検査の結果  
【被ばくのスクリーニング  
(震災当初や一時立ち入りの際に受けられた場合)】

### 健康の記録として

健診などの結果をファイルに綴じ込み、ご自身の健康状態を振り返り、より健康的な生活をおくるようにしましょう。

#### 生活習慣や生活の変化の記録

健康増進のためにあなたが行ったこと(運動、禁煙等)、生活の変化(転居、出産等)などを記録しておきましょう。

健康診査(学校における健康診断を含む)がん検診の結果

受診日、健診実施機関名、その後の治療の有無等を記録してください。

#### 乳幼児健診等の結果

母子健康手帳等への記録を忘れずに。

#### 医療機関受診の記録

受診日、病気やけがの状況、処置の内容、医療機関名などを記録しておいてください。

### 放射線の理解のために

これまでよりも高い放射線量の中で暮らしているしなければならなくなった現状において、必要な放射線に関する情報をまとめました。

### クリアーポケット

調査や健診の結果、自らの記録などの保存用として利用してください。

このファイルは、福島県「県民健康管理調査」検討委員会、福島県「放射線と健康」アドバイザリーグループの監修を受けて作成しました。

2

(平成24年3月現在)

## 基本調査による推計結果

推計期間	推計値 (単位:mSv)
23年3月12日～ 月 日	

## 個人線量計による測定結果

測定期間	測定値 (単位:mSv)
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

●病気やけがなどで医療機関を受診したとき、医師があなたの健康状態の把握や診療する際の参考となります。記録しておきましょう。将来の健康管理のための重要な情報となります。

受診日	病気やけがの状況、処置の内容 (その他、X線検査、放射線治療の有無)など	医療機関(医師)名
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

要因	がんになるリスク
1000～2000ミリシーベルトの放射線を受けた場合	1.8倍
喫煙・飲酒(毎日3合以上)	1.6倍
痩せ過ぎ	1.29倍
肥満	1.22倍
200～500ミリシーベルトの放射線を受けた場合	1.19倍
運動不足	1.15～1.19倍
塩分の摂り過ぎ	1.11～1.15倍
100～200ミリシーベルトの放射線を受けた場合	1.08倍
野菜不足	1.06倍

●放射線は、広島・長崎の原爆による瞬間的な被ばくを分析したデータ(固形がんのみ)であり、長期にわたる被ばくの影響を観察したものではない。  
●その他は、国立がん研究センターの分析したデータである。  
※対象：40～69歳の日本人、運動不足：身体活動の量が非常に少ない、野菜不足：野菜摂取量が非常に少ない  
出典：(独)国立がん研究センター調べ  
※相対リスク(リスクがないグループと比べて、何倍がんになるリスクが増加するか)で示している。

## 被ばくのしかたで 影響が違うの？

問1  
長期間被ばくと  
短期間被ばくと  
違うの？

問2  
自然放射線と  
人工放射線で  
違うの？

問3  
外部被ばくと  
内部被ばくと  
違うの？

答1  
放射線被ばくの  
合計の量が同じなら、  
長期間で受けたほうが、  
影響は小さい。

答2  
放射線被ばくの  
合計の量が同じなら、  
自然放射線も人工放射線も  
影響は同じ。

答3  
放射線被ばくの  
合計の量が同じなら、  
外部被ばくも内部被ばくも  
影響は同じ。



※合計の量「シーベルト(Sv)」で表される実効線量「Sv」という単位は、人体に与える影響の尺度で測定してはなりません。が、線源や線質、自然由来や人工由来、外部被ばくや内部被ばくに関わらず、同じ「Sv」の数であれば、その影響は同じです。

18

病気を防ぐ生活習慣など

- 笑う
- 適正体重
- タバコを吸わない
- お酒はほどほどに
- バランスの良い食事
- 睡眠
- 運動
- 趣味
- 健康診断
- 放射線

放射線被ばくをできるだけ少なくするほか、病気を招くような生活習慣があれば、それを見直すことも、健康を保つためには大事だよ。



みなさまの健康を、長期にわたり見守ります。

## 県民健康管理調査

ご清聴ありがとうございました

